

いわき市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年5月11日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

いわき市では、新規感染者数が連日10人前後の高い水準で推移し、人口10万人当たりの新規陽性者数は1か月以上にわたりステージ3の基準を超える状況が続いています。また、直近1週間における新規陽性者66人のうち、症状が出てから、初めて検査を受け、陽性と確認された方が26人と約4割に及んでおり、市中感染が高い割合で生じている可能性も考えられます。

こうした状況を踏まえ、感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減のため、大変なご不便をお掛けしますが、市民の皆さん、事業者の皆さんへ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下の協力をお願いします。

いわき市民の皆さんへのお願い

■期間 5月13日(木)～5月31日(月)

不要不急の外出自粛

をお願いします。

※特に、アルコールを伴う飲食の自粛の徹底をお願いします。

※県境をまたぐ不要不急の往来は控えてください。

事業者の皆さんへのお願い

■期間 5月13日(木)午後8時～6月1日(火)午前5時

「午後8時から午前5時までの時間帯は営業自粛」をお願いします。
(酒類の提供は午前11時から午後7時までをお願いします。)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた以下の施設
 - ・接待を伴う飲食店
 - ・酒類を提供する飲食店
- ※ 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- 地域 いわき市内全域
- 協力金 1日当たり2.5万円～(売上高に応じて)
- 相談窓口 福島県時短要請コールセンター
電話 024-521-8562(受付時間9時～17時)

その他の対応

- 大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症緊急特別対策期間における 知事緊急メッセージ

福島県においては、今月に入り10日間で500人を超える感染者が確認されており、月別で過去最多であった先月を大幅に上回るスピードで感染が拡大しています。

これに伴い、病床のひっ迫は県全体において、昨日時点での病床使用率は82.9%になるなど、入院のみならず宿泊療養も含めた対応が限界に達し、危機的状況にあります。

現在、急激な感染拡大している会津若松市に県独自の集中対策を実施しておりますが、本日、対象に感染者数が高止まりしているいわき市を追加しました。

これ以上の感染拡大を何としても防ぐため、県民の皆さんに改めてお願ひします。

- 県境をまたぐ不要不急の往来を控えてください。
- 県内の感染拡大地域への不要不急の往来は控えてください。
- 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人とお願ひします。

一人ひとりの行動が今後の感染状況を左右します。

自分自身と大切な命を守るために、皆さまのご協力をよろしくお願ひします。